

# 会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則

平成18年 1月20日制定  
平成19年 5月18日改正  
平成19年 9月21日改正  
平成20年 9月19日改正  
平成23年 6月16日改正  
平成24年 6月14日改正  
令和 3年 7月15日改正

## 第1章 目 的

### (目 的)

第1条 この規則は、定款第17条に定める会員に対する処分（正会員に対する過怠金の徴収、会員権の停止若しくは制限又は除名及び賛助会員に対する除名をいう。以下「会員処分」という。）及び定款第18条に定める正会員に対する勧告（以下「勧告」という。）並びに外務員の登録等に関する規則（以下「外務員登録規則」という。）に定める外務員（同規則第2条に規定する外務員をいう。以下同じ。）に対する処分（以下「外務員処分」という。）その他の措置等に関し、必要な事項を定める。

## 第2章 会員処分及び外務員処分等に係る調査

### (調 査)

第2条 会長は、正会員について定款第17条第1項各号の一に該当すると思料される事案若しくは定款第18条に規定する状況に該当すると思料される状況を認知したとき、又は外務員登録規則に定める外務員の処分事由若しくは登録拒否事由に該当すると思料される事案を認知したときは、事務局にその調査を命じることができる。

2 会長は、賛助会員について定款第17条第2項各号の一に該当すると思料される事案を認知したときは、事務局にその調査を命じることができる。

3 会長は、前2項に規定する調査を行うため、必要に応じ会員に対して資料の提出、又は文書若しくは口頭による説明を求めることができる。

4 会員は、前項に規定する資料の提出、又は説明を求められた場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

## 第3章 会員処分等の実施手続き等

### (規律委員会への諮問)

第3条 会長は、前条に規定する調査又は会員調査（業務規程第9条に規定する会員調査をいう。）の結果、当該会員に対して会員処分又は勧告を行うことが適当と認めるときは、規律委員会に対しその対応について諮問し、その意見を求めることができる。

2 会長は、前項の規定に基づき規律委員会に意見を求める場合には、前条第1項又は第2項に基づく調査の結果を規律委員会に報告するものとする。

(規律委員会による審議等)

第4条 規律委員会は、前条の規定に基づき会長から諮問のあった事案その他規律委員会が必要と認める事案等に関し、その対応（会員処分又は勧告を行うことの適否のほか、その内容、理由等を含む。）について審議するものとする。

2 規律委員会は、前項に規定する審議を行うため、必要に応じ事務局にその調査を命じ、調査結果の報告を求めることができる。

3 規律委員会は、当該審議に必要があると認めるときは、当該事案に係る会員に対して出席を求めて事情聴取し、又は顛末書の提出を求めることができる。

4 規律委員会は、第1項の規定に基づく審議の結果、会員処分を行うことが適当であるとする場合には、その処分の種類及び程度並びに理由を、勧告を行うことが適当であるとする場合には、その内容及び理由を、会長に書面により報告するとともに、当該会員に通知するものとする。

(弁明の機会)

第5条 会長は、会員処分について総会又は理事会に附議しようとする場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えるものとし、当該弁明手続の施行については、会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則に関する細則（以下「処分等細則」という。）に定めるところにより実施するものとする。

(総会等への附議等)

第6条 会長は、第4条第4項に基づき規律委員会から報告のあった審議の結果、会員処分を行うことが適当であるとする場合には、定款第17条の規定に基づき総会又は理事会に附議するものとする。

2 総会又は理事会は、その決議に当たり規律委員会の審議の結果を尊重するものとする。

(処分の程度等)

第7条 定款第17条第1項に規定する過怠金の徴収又は会員権の停止若しくは制限の程度は、次のとおりとする。

(1) 過怠金の徴収 1億円以下

ただし、処分の対象となる事案が定款第17条第1項第6号に定める行為に該当する場合で、その内容が重大又は悪質なものであって、資産運用業に対する信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。

(2) 会員権の停止若しくは制限 6ヵ月以内

- 2 過怠金の徴収及び会員権の停止若しくは制限は、これを併科することができる。
- 3 正会員は、会員権の停止若しくは制限の処分を受けた場合においても、正会員としての義務を履行しなければならない。
- 4 除名処分を受けた者に係る再入会の申込みは、処分の日から1年を経過するまでは受理しない。

(勸告)

第8条 会長は、第2条第1項に規定する調査の結果、当該正会員に対して業務改善等を求めることが適当と認めるときは又は第4条第4項に基づき規律委員会から報告のあった審議の結果、勧告を行うことが適当であるとする場合は、勧告を行うことができる。

(その他の措置)

第9条 会長は、会員処分又は勧告を行うほか事案の内容に応じて、正会員に対して口頭若しくは文書による注意（以下「注意」という。）を行うことができる。

(業務改善計画等の徴求)

第10条 会長は、正会員に対して処分、勧告又は注意を行った場合には、当該正会員に対し業務改善計画の作成及び業務改善計画に基づく措置の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

#### 第4章 会員に対する処分通知及び公表

(処分等の通知)

第11条 会長は、理事会が会員処分を決議した場合には、当該会員に対してその処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を文書により通知するものとする。

- 2 会長は、勧告を行う場合には、当該会員に対して勧告の内容及び理由を文書により通知するものとする。

(規律委員会への報告)

第12条 会長は、第3条に基づき規律委員会に諮問した会員に対する処分について、総会又は理事会に附議した場合には、その決議内容を規律委員会委員に報告するものとする。

(処分の公表)

第13条 会長は、会員に対して処分を行った場合には、文書その他の方法によりその旨を他の会員に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の規定に基づき他の会員に通知を行ったときは、これを公表するものとする。

## 第5章 外務員処分の実施手続き等

### (規律委員会への諮問)

第14条 会長は、第2条第1項に規定する調査又は会員調査の結果、外務員を処分することが適当と認めるときは、規律委員会に対しその対応について諮問し、その意見を求めることができる。

2 会長は、前項の規定に基づき規律委員会に意見を求める場合には、第2条第1項に基づく調査の結果を規律委員会に報告するものとする。

### (規律委員会による審議等)

第15条 規律委員会は、前条の規定に基づき会長から諮問のあった事案その他規律委員会が必要と認める事案等に関し、その対応（外務員処分の適否のほか、その内容、理由等を含む。）について審議するものとする。

2 規律委員会は、前項に規定する審議を行うため、必要に応じ事務局にその調査を命じ、調査結果の報告を求めることができる。

3 規律委員会は、当該審議に必要があると認めるときは、当該事案に係る正会員又は外務員処分の対象者に対して出席を求めて事情聴取し、又は顛末書の提出を求めることができる。

4 規律委員会は、第1項の規定に基づく審議の結果、外務員処分の実施が適当であるとする場合には、その処分の種類及び程度並びに理由を、会長に書面により報告するとともに、当該事案に係る正会員及び外務員処分の対象者に通知するものとする。

### (弁明等の機会)

第16条 会長は、外務員処分について理事会に附議しようとする場合には、当該事案に係る金融商品仲介業者及び外務員処分の対象者に対して弁明又は聴聞の機会を与えるものとし、当該弁明手続等の施行については、処分等細則に定めるところにより実施するものとする。

### (処分等の通知)

第17条 会長は、理事会が外務員処分を決議した場合には、当該事案に係る正会員及び外務員処分の対象者に対してその処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を文書により通知するものとする。

### (規律委員会への報告)

第18条 会長は、第14条に基づき規律委員会に諮問した外務員処分について、理事会に附議した場合には、その決議内容を規律委員会委員に報告するものとする。

### (処分の公表)

第19条 会長は、外務員処分を行った場合には、外務員登録規則第15条に基づき処分内容等を公表

するものとする。

## 第6章 不服申立て手続き

(不服の申立て)

第20条 第11条第1項に基づく通知を受領した会員又は第17条に基づく通知を受領した正会員及び外務員処分の対象者は、その処分の内容について不服があるときは、委員会設置に関する規則第39条に定める不服審査委員会に不服の申立てができる。この不服申立手続の施行については、処分等細則に定めるところにより実施するものとする。

なお、外務員登録規則第12条に基づく登録の拒否及び同規則第14条の規定に基づく外務員処分については、不服審査委員会に不服の申立てを行うことができない。

### 附 則

1. この規則は、平成18年3月1日から実施する。

#### 2. 経過措置

(1) 第3条第1項の規定は、平成18年7月1日から適用し、当該適用日までの間の規律委員会の委員数は、11名以内とする。

(2) 第3条第3項の規定は、平成19年7月1日から適用することとし、当該適用日までに委嘱された規律委員会委員の任期は、1年（補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間）とする。

(3) 現に公正部会委員に委嘱されている者については、この規則の実施日において、規律委員会委員に委嘱されたものとみなして、この規則を適用する。この場合の委員の任期は、平成18年6月30日までとする。

### 附 則

この改正は、平成19年6月1日から実施する。

ただし、この改正規定の実施日前に本会に報告のあった事案については、改正前の第12条の規定を適用する。

### 附 則

この改正は、定款について主務官庁の認可を受けた日（平成19年9月30日）から実施する。

### 附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

### 附 則（平成24年6月14日付で附則改正）

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から実施する。

## 附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から実施する。

## 附 則

この改正は、令和3年7月15日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

- ・規則名称の変更
- ・第1条～第9条を改正
- ・第5条第2項～第5項を削除
- ・第5章（第14条～第19条）及び第6章（第20条）の新設